

令和2年4月臨時会 文教厚生委員会（事前）

令和2年4月28日（火）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

須見委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（15時24分）

これより、教育委員会関係の調査を行います。

この際、教育委員会関係の4月臨時会提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料）

- 議案第1号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第1号）

【報告事項】

- 学校の臨時休業について（資料1）
- 学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた5月7日以降の対応案について（資料2）

柳教育長

4月臨時県議会に提出を予定いたしております教育委員会関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、令和2年度一般会計補正予算案でございます。

それでは、お手元の文教厚生委員会説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総括表でございます。

教育委員会全体の一般会計補正予算額といたしまして、表の最下段の計の欄に記載のとおり、2億4,250万4,000円の増額をお願いいたしております。この結果、令和2年度一般会計の予算総額は、814億8,066万4,000円となっております。

なお、各課別の補正額及び財源内訳につきましては、表に記載のとおりでございます。

続きまして3ページをお開きください。

課別の主要事項につきまして、御説明申し上げます。

まず、学校教育課でございます。

教育指導費の①学校教育振興費におきまして、ア、学校・家庭「学びの力」向上支援事業では、デジタルコンテンツを活用した臨時休業期間中の在宅学習支援や学校再開後の学習環境の提供による、学校・家庭における学びの力の向上を図るために要する経費といたしまして、5,000万円を計上いたしております。

イ、学校における感染症対策事業では、公立幼稚園における感染症対策を図るため、マスク、消毒液等の購入の支援に要する経費といたしまして、2,526万3,000円を計上いたしております。

総合教育センター費の①総合教育センター管理運営費におきまして、ア、EdTechを活用した学びの場構築事業では、ICTを活用し、平時においては学力向上を図るとと

もに、有事の際には遠隔での授業実施やテレワークなど、災害にも強いシームレスな学習環境を整備するため、モデル校における実証に要する経費といたしまして、6,000万円を計上するものでございます。

4ページをお開きください。

特別支援教育課でございます。

教育指導費の①特別支援教育振興費におきまして、ア、障がいのある児童生徒のための入出力装置整備事業では、障がいのある児童生徒の情報機器端末使用を支援するため、障がい種別に応じた入出力支援装置の整備に要する経費といたしまして、570万円を計上いたしております。

5ページを御覧ください。

人権教育課でございます。

教育指導費の①生徒指導費におきまして、ア、SNS活用「生徒の心の相談」実証事業では、臨時休業に伴い、ストレスや不安、悩みを抱えた生徒が例年以上に存在すると考えられることから、生徒の心のケアを行うため、SNSをこれまで以上に活用することとし、LINEによる双方向の相談体制の拡充に要する経費といたしまして、1,700万円を計上いたしております。

6ページをお開きください。

体育学校安全課でございます。

保健体育総務費の①保健管理指導費におきまして、ア、学校における感染症対策事業では、県立学校において基本的な感染症対策の徹底を図るため、必要となるマスク、消毒液、非接触型体温計の購入に要する経費といたしまして、2,454万1,000円を計上いたしております。

②給食管理指導費におきまして、ア、「学校給食食材」供給体制支援事業では、臨時休業に伴い、学校給食納入業者が抱える食材について、食品ロス、地域経済活性化、SDGs等の観点から、学校給食以外への有効活用を促進するとともに、食の安全安心を支える学校給食の供給体制の維持を図るために要する経費といたしまして、6,000万円を計上いたしております。

以上で、提出予定案件の御説明を終わらせていただきます。

続きまして、2点、御報告させていただきます。

1点目は、学校の臨時休業についてでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

現在、県立学校及び市町村立学校においては、新型コロナウイルス感染防止対策として臨時休業を実施しておりますが、その経緯、感染防止や臨時休業に伴う諸課題への取組状況、補正予算の構成について、御説明いたします。

まず、1、経緯についてでございます。

（1）でございますが、全国の感染者数が徐々に増加し始めた2月27日、安倍首相から子供たちの健康、安全を第一に考え感染リスクにあらかじめ備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が示されました。

これを受け、本県では直ちに臨時休業に向けた検討を行い、翌28日、文部科学省からな

された臨時休業実施の依頼等に関する通知を踏まえ、各県立学校について3月2日から春季休業前の3月24日までの間、一斉臨時休業を行うこととし、市町村立学校につきましても各市町村教育委員会へ同様の対応を求める要請を行いました。

（2）でございますが、文部科学省は4月1日になされた新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言を踏まえ、同日、臨時休業の実施に関するガイドラインを改訂し、臨時休業実施の具体的判断基準を提示しました。

本県では文部科学省の改訂ガイドラインや県内の感染状況を踏まえ、全県下において学校の安全が確保されたと判断し、春季休業明けとなる4月8日から学校を再開する方針を4月3日に発表いたしました。

（3）でございますが、その後、大都市地域において感染者が急増したことを受け、4月7日、安倍首相は7都府県を対象として期間を5月6日までとする緊急事態宣言を発令するに至りました。この緊急事態宣言の対象地域には東京都など首都圏の1都3県のみならず、大阪府、兵庫県という本県の近隣地域が含まれる一方で、都市封鎖はされないことから、これらの感染拡大地域から本県への帰省等による人の移動が増加することが予測されました。

その場合、県内においても感染リスクが高まり、児童生徒への感染を通じて学校でのクラスター発生の危険性が高まることが強く懸念されることから、本県の児童生徒の安全を最優先に学校でクラスターを発生させないとの方針の下、4月8日から10日までを臨時休業に備えた準備期間とした上で、4月11日から緊急事態宣言の終期である5月6日まで、再度一斉臨時休業を行うことといたしました。

なお、3月の臨時休業の際も同様ですが、学校行事や部活動の中止及び寄宿舎の閉寮を行っております。

次に、2、感染防止・臨時休業に伴う諸課題への対応状況についてでございます。

県教育委員会では、感染防止はもとより臨時休業を円滑に実施するため、県立学校に対し臨時休業に伴う諸課題への留意事項について通知するとともに、市町村立学校に対しても同様の対応について要請を行っております。

その概要につきまして、（1）児童生徒・保護者との連絡体制、広報では、学校から児童生徒・保護者に新たな情報を迅速かつ正確に周知するための連絡体制を整備しているほか、県教育委員会におきましても、SNSを活用するなど児童生徒・保護者へタイムリーに情報を行き渡らせることができるよう取り組んでおります。

（2）感染の防止、啓発では、各学校において3密を回避するための指導はもとより、家庭における健康観察表を用いた健康観察を行っているほか、県教育委員会におきましても、家庭科学習の支援にもなる布マスクの作成方法を説明した動画や型紙を作成し、YouTubeで公開しております。

裏面を御覧ください。

（3）学習支援では、児童生徒が臨時休業中の家庭学習を計画的に進められるよう、各学校において学習計画表、学習記録表の活用や学習課題として本県独自教材や文部科学省の子供の学び応援サイトなどの活用を図っているほか、県教育委員会におきましても、本県独自の新たな取組として、小・中・高校生に対する家庭学習応援動画を、4月27日現在45本作成し、YouTubeで公開するとともに、随時、充実を図っております。

（４）生活指導では、各学校において、不要不急の外出や県外移動の自粛についての指導、関係機関等と連携した校外巡視、運動不足やストレス解消、ゲーム等の長時間使用防止、防犯の指導を行っているほか、県教育委員会におきましても、教職員の創意工夫により児童向けの家庭でできる体力向上のための運動方法を紹介した動画を新たに作成し公開しております。

（５）児童生徒に対する個別指導、相談体制では、全ての児童生徒に対する定期的な電話連絡や家庭訪問等による状況把握に努めることや、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを臨時休業中においても通常どおり配置し、相談体制を整えており、個々の児童生徒等の事情に応じ学校での個別対応についても、これまで以上に配慮しております。

（６）児童生徒の居場所の確保では、放課後児童クラブや放課後デイサービスとの連携、教員の派遣等による人的支援の促進、学校施設の活用の弾力的運用などを図ることや、特別支援学校に在籍する児童生徒の居場所確保が困難な場合、必要最小限の人数に絞って登校させるなどの配慮を行っております。

（７）いじめ・偏見・差別等の防止、虐待対応では、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめ・偏見・差別を防止するため適切な情報提供や指導を行うこと、また、臨時休業が長期にわたることによるストレスの高まりや生活状況の悪化等により虐待の発生が懸念されることから、学校における虐待の早期発見・早期対応への指導、児童生徒・保護者への虐待相談窓口の周知を図っております。

（８）授業料等の就学支援では、県立学校生徒の学費を負担している保護者等の状況が変化し、授業料等の学納金の納付が困難となった場合、時宜に応じた支援ができるよう、手続における柔軟な対応等の配慮を行っております。

（９）その他では、児童生徒・教職員等に感染の可能性がある場合の相談窓口の周知や児童生徒・教職員等に感染者が発生した場合の連絡体制を整備しております。

最後に、３、補正予算の構成についてでございます。

この度の４月補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策・緊急支援フェーズ予算として編成されたものであり、命と医療を守る、業と雇用を守る、学びを守る、生活を守る、あらゆる危機事象に即応の５本の柱で構成されております。

教育委員会関係では、学校臨時休業への対応として、補正予算の５本の柱の一つ、学びを守るにおいて、先ほどの文教厚生委員会説明資料で御説明いたしました補正予算事業について、御覧のとおり、感染防止、学習支援、心のケア、給食供給体制維持の四つの観点で構成しております。

県教育委員会といたしましては、児童生徒の健康と安全の確保を第一に、長期化する臨時休業に伴う諸課題の解決に全力を傾注してまいります。

２点目は、学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた５月７日以降の対応案についてでございます。

お手元にお配りしております、資料２を御覧ください。

５月７日水曜日以降の対応につきましては、文部科学省のガイドラインをはじめ、国の専門家会議や国及び県の対策本部会議における議論等を踏まえる必要があり、特に、現在、本県を含む全都道府県が対象地域となっている緊急事態宣言の動向が重要であると考

えております。

現時点で確定的なことを申し上げるのは難しい状況ではあるものの、想定される主なケースとして二つの対応案について検討しておりますので、御説明いたします。

まず、一つ目のケースとして、1、本県が緊急事態宣言の対象地域に引き続き指定された場合でございますが、直ちに学校再開を行うことは難しく、新たに設定される緊急事態宣言の終了日まで臨時休業を延長することになると考えております。

ただし、その場合においても（2）に記載のとおり、5月7日木曜日、8日金曜日には、新たな臨時休業のための準備期間として、学年別の分散等による登校日を設け、新たな休業に向けた健康観察や家庭学習の指導を行う必要があると考えております。

次に、二つ目のケースとして、2、本県が緊急事態宣言の対象地域から除外された場合には、まずは、周辺府県の感染状況や県対策本部における議論等を踏まえつつ、学校再開の是非について十分に検討し、慎重に判断してまいります。

この結果、臨時休業が必要と判断した場合には、1の本県が緊急事態宣言の対象地域に引き続き指定された場合のとおり対応することとし、そうでない場合には5月7日から学校を再開することといたします。

再開の場合、（3）、（4）に記載のとおり、5月7日木曜日、8日金曜日に学年別の分散等による登校日を設けた上で、5月7日木曜日から24日日曜日までを本格的な学校再開に向けた再開スタート期間として、感染防止のために時差登校や短縮授業、教室での机の配置の工夫など、各学校の実情に応じ、3密を徹底して回避する環境をより一層整えとともに、児童生徒の心のケアにも配慮しながら教育活動を進めてまいります。

また、部活動につきましては、5月9日土曜日以降、感染症対策を徹底した上で短時間での練習からスタートするなど、児童生徒の過度な負担とならない範囲で実施することができるものといたします。

以上によりまして、再開スタート期間中に集中的に感染防止対策、心のケア等、万全の対策を整えた上で、5月25日月曜日から通常教育活動を実施することとしております。

これらの対応案につきましては、本日の委員会を踏まえまして、各県立学校及び市町村教育委員会に通知する予定としております。

県教育委員会といたしましては、今後とも刻々と変化する感染状況等を十分に考慮し、学校でクラスターを発生させないとの方針の下、しっかりと検討を進めてまいります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

須見委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

井下委員

それでは、質問させていただきます。

5月6日以降の状況というのは今説明を受けたとおりなんですが、今後、一つは学校を再開するパターンということなんですが、何かちょっと嫌な感じなのは徳島県で出ていない、また感染者の経路が判明しているなど、ポジティブなところばかり行きすぎると実質を見落とすというか見誤る可能性もありますので、慎重にいろいろと対応していただきたいと思っております。

そこで、クラスターの発生源となる3密の状態について、学校の教室で考えたときに解消できる部分と解消できない部分というのは、今、学校のほうに出されたりしていますか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいまの質問にありました3密の解消なんですけれども、文部科学省のガイドラインによれば、基本的には、児童生徒に十分な距離があり、かつ換気を適切に行っている室内や屋外である場合は、マスクの着用は必ずしも必要ではないと。教室においては、距離が取りにくく、近距離での会話や発声が必要な場合は、十分な換気をした上でマスクをすることが望ましいとされています。そういうことを行いながら3密になることを防いでいきたいと考えております。

井下委員

ということは、僕の感覚からしたらちょっと緩いという感覚もあって、うちの地元とか祖谷のほうに行くと1クラスに一人とか二人という学校もあります。そういう所だと、既に3密状態ではなかったりするのですが、実際に地元の人声を聞くと、やはり高齢者の多い地域なのでできるだけ再開とか、ホテルとか今観光をメインでやっていらっしゃる業者も、地元の人を守りたいというところで自粛されています。

そんな中で学校だけ、うちはいけますというふうな雰囲気で行くというのもどうかと思いますので、地域ごとの配慮というか話合いになるのかもしれませんが、是非、その辺も慎重にしっかり判断していただきたいと思っております。

それともう一つ、今度は学校を再開できなかったパターンというので、今回、国のほうもGIGAスクール構想、また県のほうも遠隔授業の予算を付けています。感覚的にこの予算で大丈夫かというようなこともあるのですが、今、具体的に県がやろうとしているこの遠隔授業に関して、どういうふうなものを考えてらっしゃるのですか。

中野総合教育センター所長

ただいま井下委員のほうから、県がやろうとしている遠隔授業、ICT等を活用した授業についての御質問がございました。

遠隔授業という点につきましては、文部科学省では授業の実施であるとか、または単位の認定に明確な基準を設けておりまして、なかなか正式な形を取るというのは難しい点がございします。しかしながら、ICTを活用した児童生徒の学習の支援という点で申しますと、現在、県立学校においては幾つかの方策が実施可能な状態になっております。

たちまちのこととしまして、一つはウェブ会議システムの活用というのがございします。教員が設定する会議室に児童や生徒がインターネットを通して接続して、映像とか音声の

やり取り又は資料の共有が行えるというもので、これを用いますと、お互いの顔が見える形での個人面談又はリアルタイムでの問題の質問であるとか、また児童生徒からの教科等の相談であるといったことを実施することができます。また、始業時間に合わせてクラス全員が朝の会を行って健康確認をすることといった複数で多くの人数が同時にということもできます。

もう1点、別の方策としましては、教育クラウドサービスを利用するというのがございます。これは各学校の管理用アカウントを利用しまして、児童生徒一人一人にアカウントを割り当て、インターネットを通して接続した児童や生徒個々に課題を配ったり、また課題を回収したり、メッセージを送ったり、いろいろな連絡をもらったりといった活動、また支援ができるようになります。

それから、これは間もなくですけれども、県立学校に限定されますけれども、各学校のホームページに専用のIDパスワードを用いてログインできる動画の掲載ページというものができるように準備をしております。県立学校と申しますと、やはり高等学校、特別支援学校ですので、義務教育段階と違しまして、かなり学校によるそれぞれの教育活動がございますので、学校ごとに動画を掲載できるような形を現在取ろうとしております。そうなりますと、生徒はいつでも家庭等から専用のIDパスワードでログインしまして、動画を何回でも閲覧することが可能になります。

先ほど申しましたウェブ会議システムとかは、既にかんりの学校で活用が始まっております。また、教育クラウドも活用が始まっております。

こういったたちまちの支援につきまして、それぞれの方策にはメリット、デメリットもございますので、それらを組み合わせる形で、またそういったICTの環境がない生徒もいらっしゃると思いますので、そういった生徒に対しましては学校でそれを行っていただくとか、代わるものを提示なり配付なりしていただくようなことも続けながら、継続的な取組ができるよう、各学校のほうを指導と申しますか方策、留意点等を周知しながら進めていきたいと考えております。

少し長くなりますけれども、そういった中でどうしても、更に効率的な指導であるとか効果的な指導というものを研究して、より一層良い形で県下全域に広げたいという思いもございます。

今考えておりますのは、そういった中でこの度の補正予算でモデル校を3校選びまして、いろいろな校種の学校を選びたいとは思っておるのですけれども、そこで研究したことを早急に広げていきたいというふうに考えております。

井下委員

たくさん御答弁いただいたのですが、まず、このスキームなんですけれども、GIGAスクール構想に関して、年内に前倒しでタブレット端末を一人1台配付しますとか国が言ってしまったものですから、恐らくいまだに市町村、県、国、それぞれがどこまでやってというスキームがしっかり伝わってなくて、テレワークが推進されたので、タブレット端末なんかも実際に物がなかったりするような状況の中で、多分今やろうとしてもなかなか前に行けない状況というのが生まれていると思うのです。

さっきマスクの管理の一元化みたいな話もあったのですけれども、できたら県教育委員

会のほうには、このG I G Aスクール構想に関してしっかりとその辺の情報を一元化してもらって、必要としている所にきっちりと行くような仕組みとかを作っていただけないかと思っております。いずれにしてもG I G Aスクール構想自体は元々やろうとしていたことなので、是非、今後進めていただきたいと思いますと思っております。

それと、今回、国のほうで一人1台の端末配付についてうたっているのですけれども、県としては今どんな感じで一人1台の端末を用意していこうとしているのですか。

長町教育次長

ただいま、G I G Aスクール構想に関して御質問を頂きました。

このG I G Aスクール構想でございますが、S o c i e t y 5.0時代を担う人材の教育ということで、昨年度の国の補正予算において、学校における高速大容量のネットワーク環境整備、もう一つが令和5年度までに義務教育段階の全学年の児童生徒一人一人が端末を持つということで計上されました。

本県においても、2月補正予算において、校内L A N設備の更新、県立学校の義務教育段階における児童生徒一人1台端末の整備、それからネットワークの強^{じん}靱化対策のためのデータセンターの構築といったような事業を行うため、総額約12億円の予算をお認めいただき順次執行に当たっております。

また、市町村におきましても、この補助事業を活用しまして高速大容量の校内L A N整備に取り組み、現在事務手続を進めているところでございます。

そして、委員が特にお聞きになりました、一人1台端末配付の状況についてでございますが、今、文部科学省のほうからは都道府県単位を基本とした共同調達ということが推奨されております。ここにはいろいろなベーシックソフトの違いなどもございまして、今、その意向調査などを行っているところでございますが、こうした中で4月7日に閣議決定が行われた緊急経済対策の中で、委員がおっしゃいました、令和5年度までの一人1台端末配付と言っていたものの前倒し、加速化ということが言われています。こうした国の情報に関しては、まだ文部科学省のほうの要項など詳細な資料はございません。

したがって、まだ補助の要件やスケジュールが不明でございますので、引き続き情報収集に努めますとともに、詳細が判明し次第市町村に情報提供を行うなど、県下一丸となって整備が進むように我々としても取り組んでまいりたいと思っております。

さらに、先ほど中の総合教育センター所長が申しましたように、県立学校で行っているオンライン教育から得られたノウハウを是非とも市町村のほうにも広げていきたい。そのような取組を検討してまいりたいと思っております。

井下委員

少し話が前後します。先ほども質問したのですが、結局いろいろと教育クラウドサービスでしたか、先ほども各家庭でタブレット端末やW i - F i環境がない家庭もあるという話もしていただきました。そんな中で、やはり元々やろうとしていたG I G Aスクール構想に、今回の飽くまでも緊急時における在宅での授業というのをどうやって入れていくかということが絶対にメインになってくると思うのです。

同じ質問になるかもしれないのですが、やはりそれをやろうとしたときに、スキームも

いまいち決まっていない、予算も、タブレット端末を購入しました、ではランニングコストをどこが払うのかというのもいまいち決まっていないとなると、今回急ぎでやらないといけない、臨時で通さないといけないというところで、まだほとんどどの市町村も枠を組めていない状況ですね。

そう考えると、さっき県で一元化して共同購入するという話もあったので、この枠組みの部分というのは是非早めに、本当はこの臨時補正予算でやるぐらいのスピード感を持ってやってほしいと思っております。というのも何度も言いますが、飽くまでも学校が再開できなかった場合に、大学なんかはほとんどやっておりますけれども、学校の授業をそのままオンラインでやるというような仕組みのイメージで受けられる環境を作っておあげられたらいいのではないかと考えておりますので、できるだけ早めに、この辺の枠組みも含めて早急に対応していただきたいのですが、どうでしょうか。

長町教育次長

できるだけ早くというお話でございます。

まず、先ほど中野総合教育センター所長が申しました高校生については、このGIGAスクール構想では端末を配る対象にはなっておりませんので、現在行っているのはそれぞれが御自身で家庭に持っているパソコン、タブレット端末あるいはスマートフォンといったものを活用して行っているということでございます。

今回の義務教育の児童生徒に対する一人1台端末については、先ほども申しましたように、今のところ新しい予算、そして前倒しという話は伝わってきておりますが、それ以上の詳しい情報はまだございません。

したがって、まず早急にこの情報を入手して、それを早く市町村のほうにもお伝えしまして、県下全域でこういった環境が整うように努めてまいりたいと考えております。

井下委員

子供の学びの環境をとにかく作ってあげないといけない。臨時の措置だとしても、やはり急ぎでやってほしいと思います。

その上で、ある程度やろうとしたときに物の確保とかいうと、なかなかすぐに欲しいときに出てこないかもしれないんですが、ある程度の予算の枠組みなんかも出てくると思うのです。幾らくらい掛かるかパターンも出てくると思うし、その辺もやはりしっかり実際に金額を出していただけたら、僕らもいろんな対応ができるのかなと思いますので、是非ともよろしく願いいたします。

話は変わりますが、先日、「とくしままなびのサポート」というYouTubeでの授業が始まりました。

僕もFacebook等でシェアさせていただいたんですが、視聴回数を見ると多いものが大体2,700回ぐらい、少ないものが140回ぐらいなんですけれども、飽くまでもサポートなので具体的に幾らというのは難しいかもしれないんですけれども、大体どのぐらいの視聴回数を見越しているのか、それとせつかく作ったのですからどういうふうな周知をされているのか教えてください。

齋藤学校教育課学力向上推進幹

ただいま委員から、とくしままなびのサポートの広報、それから活動ということで御質問がございました。

とくしままなびのサポートについての閲覧回数でございますが、4月28日正午現在におきまして延べ約4万6,000回となっております。ここ1週間で約2万3,000回の閲覧回数増というふうになっております。

元々、とくしままなびのサポートにつきましては、新学年最初のうちの家庭学習のきめ細やかなサポート、旧学年の復習、県教育委員会作成プリントの同時活用による学習の進化に主眼を置き作成しており、家庭での学びのサポート、学習に臨む姿勢の習得、学習を深めるきっかけ作りとしても効果的に活用いただけるものと考えております。

とくしままなびのサポートの広報活動といたしましては、各市町村教育委員会を通して各小学校・中学校に文書を配付し、ホームページやメール配信等で児童生徒と保護者に周知していただけるようお願いをしております。

県立学校のほうにおきましても同じ文書を発送しております。また、県庁のホームページをはじめTwitter、メールマガジン、ケーブルテレビによる情報発信、ラジオ番組での告知なども行なっております。

さらに、文部科学省からの依頼があり、文部科学省ホームページ子供の学び応援サイトにリンクを貼っていただくようにもなっております。

また、4月補正予算におきまして、自宅にインターネット環境がない児童生徒も視聴できるようにケーブルテレビでの放送に取り組むこととしており、更に学校教育課と総合教育センターにおいてDVDによる貸出しをするようにしております。

今後、一人でも多くの児童生徒に活用いただけるように積極的に広報していきたいと思っております。また、掲載している教科の拡充を進め、全体の講座数を増やして、できるだけ多くの方々に見ていただくというふうな形で現在考えております。

井下委員

せっかく作ったので多くの方に見ていただけたらと思います。それと、多分こういうものは回数を重ねるごとに先生もいろいろ創意工夫をされてより良いものになっていくのではないかと思いますので、引き続きお願いいたします。

次に、休業中の先生の活動についてお伺いします。

予算にも、学校・家庭「学びの力」向上支援事業というのが出ているのですが、今回の代替えの措置の実施や家庭教育の支援に取り組んでおられるということだと思うのですが、そのあたりどういことをやられているのか、ちょっと時間がないのでざっくりで構いません、教えていただけますか。

木屋村学校教育課長

先ほど井下委員のほうから、学校の教員が臨時休業期間中に子供たちに対してどういう取組をしているかという御質問を頂きました。

現在、4月から休業期間に入っております、子供たちに新しい学年で使う教科書、ワークを渡して、それに準拠した形で作成した課題プリントを子供たちに渡して、家庭訪

問でありますとか先ほどのウェブ会議の面談等を通じて、進捗状況それからその中での課題、質問内容がありましたら答えていくという個別の対応を行って、学習の支援を行っておるところでございます。

また、課題につきましては進んでいきましたら、また新たな課題を渡して学習を深めていくということで、教員が対応しているところでございます。

井下委員

今回、GIGAスクール構想の件もそうなのですが、やはり教える先生自身のスキルの問題というのいろいろな取り沙汰されていますので、先ほどのYouTubeもそうなのですが、できればいろんな先生の発想とかいろんな試行錯誤をしていただいて、良い時間となるようにと言うと怒られるかもしれませんが、この時間だからこそできるという機会を作ってほしいと思っていますので、是非よろしく願いいたします。

次に、先日、総合体育大会とかインターハイの中止が相次いで発表されました。

やはり幼い頃からずっとそこを目指してやってきた子が、特に高校3年生とかだとたくさんいると思います。テレビで見ましたけれど、春の甲子園の時に夏に向けて頑張りますというような場面もありました。

それも今ちょっと危うい状況なんですけど、こういったずっとやってきた子供たちの心のケアというのもすごく大事になってくるのではないかなと思うんですが、今この辺についてどういうふうに取り組んでらっしゃいますか。

吉岡体育学校安全課長

今、部活動に頑張ってきた生徒への心のケアということで御質問を頂きました。

この春から各種の競技大会が中止されて、全国中学校体育大会それから先週には全国インターハイも中止が発表されております。

部活動を頑張ってきた生徒のこれまでの活動が十分に評価され、今後の学校生活とか進路実現に向けて目標を持って取り組めるように、部活動の顧問や担任、それから進路指導担当で連携を密にした指導に努めてまいりたいと考えております。

また、大会の中止や活動の発表の機会を失うことで目標を見失ったり、活動意欲を喪失した生徒に対しましては、教職員の個別面談それからスクールカウンセラーによる心のケアも有効と考えております。

さらに、生徒や教職員、部活動指導者に対するストレスマネジメントに関する講義でありますとか心理的な支援や助言も可能でありまして、有効な活用を推進してまいりたいと考えております。

井下委員

新型コロナウイルス感染症が収まるまでは何とも言えないんですが、受験のこともあると思いますので、その辺の兼ね合いなどで現場での判断になると思いますが、代替えの大会とか、そういうものも目標として持たせてあげられるようなことをできればいいと思っていますので、是非御検討ください。

先ほど、保健福祉部にも同じ質問をさせてもらいました。

今後、学校が再開される可能性がございます。そんな中で、やはりどうしても100パーセントのリスク排除というのはなかなか難しいかもしれません。

そんな中で、先日北陸のほうの小学校でクラスターが発生しました。そういった際の対応についてなんですが、これは保健福祉部や危機管理環境部等とどういうふうな感じで、今やり取りをされていますか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

井下委員から、クラスターが発生した際の連携の御質問を頂きました。

クラスターが発生した場合には、所管する保健所と協議の上、学校、各教育委員会が相談し、臨時休業等の規模・期間について決定する予定です。

学校は休業中も体温測定など児童生徒の健康観察を把握できるよう保護者との連絡をこまめに行い、症状が現れた児童生徒については速やかに適切な方法で医療機関を受診するよう指導しますし、再開に向けても保健所などと協議の上、準備をしまいたいと考えております。

井下委員

是非、慎重にいろいろと進めていってください。

もし発生してしまったら、いじめの問題とかいろんなところに付随する問題がございますので、あらかじめ想定して動いていただけたらと思います。起こってから行動するよりも、できたら保護者も含めて、もしこういう状況が起こったらこういうふうに対応しますというのを周知していただいているほうが、多分いろんな理解を含めて前向きに進んでいきますので、是非細かなところまでよろしく願いいたします。

今、幾つか質問させてもらいました。

今回、この臨時休業に対しての100点の答えというのはなかなか出せないかもしれませんが。後々振り返ったときに、それが点数として10点だったかもしれないけれども、とにかく子供たちが学べる環境を失っていますので、どういった形であれできるだけいろんな対応を打ち出していただきたいと思っています。

その上で、オンライン授業というのは今は多分授業実績にカウントされていないかと思っていますので、なければいいのですが今後長引くようであれば、そういった措置も含めて是非対応していただけたらと思っていますので、よろしく願いいたします。

黒崎委員

私からは数点お尋ねいたします。

まず、今は学校が全部休業しています。県立の宿舎を利用されている生徒も、恐らく御自分の家にお帰りになられていると思います。

再開された場合に、こういった宿舎を利用されている生徒に健康面あるいは学習面でどのように対応されていくのか、少し心配であります。このことについてお教えいただければと思います。

佐山学校教育課キャリア・消費者教育担当室長

ただいま総合寄宿舍等を利用している生徒に関することについて御質問を頂きました。

現在、閉寮中ではございますが、5月7日からの学校再開という場合には、寮に戻る前の過去2週間につきまして、児童生徒について健康観察表等を用いて朝夕の体温測定等による健康観察を行い、実際に発熱等の風邪の症状が見られないなど健康状態に問題がないことをまず一つの条件としております。

二つ目としまして、家族についても発熱等の風邪の症状が見られないことなど健康状態に問題がないことも条件として課しております。

三つ目としまして、せきエチケットやマスクの着用、手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底し、人の密集する場所、換気の悪い場所への外出や不要不急の外出をしていないということを確認することを三つ目の条件としております。

それから最後四つ目ですが、臨時休業期間中に県外で生活している児童生徒につきましては、本人だけでなく家族にも不要不急の外出の自粛と朝夕の体温測定を依頼しており、その健康状態について各学校において毎日電話等により確認することというふうに、以上、四つの条件を寮の生徒につきまして指示しておりまして、こちらを確認した後に寮に入っていただくというふうにしております。

学習指導等につきましては、学校と連携しまして家庭学習等を課することによって、学習の遅れがないように指導をしていただいているところであります。

黒崎委員

まず4点、2週間の健康管理表、家族あるいは県外の生徒に対する対応等、この確認は寮の担当の先生がなさるのでしょうか、それとも担任の先生がなさるのでしょうか。

佐山学校教育課キャリア・消費者教育担当室長

ただいま質問を頂きましたが、確認につきましては学校のほうに依頼しておりまして、学校の担任から電話等で連絡を取っていただいて、健康状態ですとか、その他の状況について確認することとしております。

黒崎委員

親元を離れている生徒でありますので、ここのところはしっかりと対応していただきますように、教育委員会としてもしっかりチェックをやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、先ほど井下委員からインターハイの話が出ました。

大体インターハイに出るぐらいのレベルの方というのは、例えば大学の推薦が決まっている、あるいはそれで決まるというふうな方々が多いのですが、その推薦の評価がなくなってしまうわけなんです。

県内の競技もどうなるか分からない状況、一応今は県総合体育大会はやるという方向でいっていますけれども、これもどうなるか分からないということで、この評価について、やはり本人が一番心配しているし、家族も心配しているというようなところで、徳島県にも優秀なスポーツマンがたくさんいます。中央に出て行っても十分戦える方がおいでになります。

そのような方の評価自体がどうなっていくのか、教育委員会的にはどのようにお考えになっていますか。

吉岡体育学校安全課長

ただいま黒崎委員のほうから、全国大会等がなくなった関係で、部活動で頑張ってきた生徒の評価等はどうするのかという御質問を頂きました。

県高校総合体育大会の開催につきましては、今後県高等学校体育連盟で開催の可否につきまして、5月1日の理事会で審議されることになっております。

運動部活動に取り組んできました生徒にとりましては、これまでの努力の成果を発表する機会は重要であるというふうに認識をしております。

県高校総合体育大会がもし中止になったような場合におきましては、生徒の安全安心の確保を第一に考えた上で、各競技団体や高等学校体育連盟と連携をいたしまして、各競技の特性に応じたリスクの回避、日程の調整、競技環境の工夫等によりまして、各競技ごとに個別に開催するというようなアイデアも含めまして、生徒たちの今までの努力が報われるような発表のチャンスを検討してまいりたいというふうに考えております。

黒崎委員

インターハイがなくなったということで、大学であったりあるいは法人、会社関係、例えば陸上部だったら陸上部を持っている所とか、あるいはバレー部を持っている所とか、そういった所がどのような評価基準でどのように推薦の選択をされていくのかということについて、何か情報をお持ちであればお願いします。

吉岡体育学校安全課長

今回の全国大会がなくなったことに関して、高校のスポーツ選手が大学等に進学する場合の評価の基準についての御質問を頂きました。

私の持っている情報の中でございますけれども、高校1年生、2年生までの全国大会での成績、それから本人の全国大会での活躍を見てからの3年生で大会出場はかなわなかったけれども、その伸びしろ等を大学の指導者等が判断して、一つは大学への進学等の材料にするというようなことは聞いております。

黒崎委員

恐らく、その道を極めようとして目指している方というのはこれに懸けていますから、是非ともしっかりとフォローしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後に1点ですが、徳島県内にも大学校、あるいは県立高校、私立高校があります。こういった学校に今通われている方で学費の救済が必要な方、あるいは相談がこういう方からあったということはございますでしょうか。

小林グローバル文化教育課長

ただいま、県立高校等の学費の補償についてということで御質問を頂きました。

現在のところ、新型コロナウイルス感染症の拡大により学費が払えなくなったのでとい

うような、直接的なお問合せのほうは頂いていない状況ではございますが、高等学校等の就学支援に関しましては、就学支援金等の各種支援金の申請の柔軟な運用、また家計急変世帯への対応ということで授業料の減免、それから徳島県奨学金等々の対応により行っていきたいと考えておるところでございます。

黒崎委員

大学は教育委員会の所管ではないのですね。

小林グローバル文化教育課長

大学に関しましては、文部科学省の指導の上、日本学生支援機構、旧日本育英会のほうで取りまとめておるところでございます。

（「私立大学のほうは」と言う者あり）

私立大学も同様でございます。

扶川委員

石井町から休業を延長すると出たので県の考え方を聞きたいのですけれど、石井町のほうで休業延長を今決めた理由は、休んでいる間にひょっとしたら濃厚接触か何かして感染しているかも分からないから2週間ぐらい様子を見るとしたら5月20日までと、報道を見るとそのような話のようです。これも一つの考え方かと思うのですけれど、余り長く、例えば5月末とか6月まで休業となると、当然夏休みを全部消化しても追い付けない。

そうすると、どこかの県でしたか、この機会に9月の世界基準にそろえてしまうのも一つの考え方ではないかなどと知事が言っていますけれど、そのあたりの考え方について教育長なり県の考え方を教えてください。どういうふうに思われますか。

長町教育次長

ただいま、石井町が休業延長を決めたことに関する考え方ということでございます。

これに関しては、石井町が石井町として検討し判断されたものと受け止めておりまして、県教育委員会としても県内児童生徒の安全の確保を最優先に考えておりますので、その点においては根本の考え方は同じだと考えております。

先ほど、石井町では2週間というのが潜伏期間というようなお話がございました。県教育委員会でも各児童生徒に関して、休業期間中も健康観察ということで体温を毎日のように測るといったことも行っておりますので、基本的には潜伏期間ということもある程度把握はできると考えております。

そして、本日御説明いたしました我々の案につきましても、一つは緊急事態宣言が延長されればそのまま休業が延長されるということ、また対象地域から除外された場合についても十分検討した上で休業を延長するか再開になると。再開になったとしても、当初の2週間余り、石井町が休業している期間と同様の期間につきましても、再開スタート期間というふうに位置付けて、3密を徹底して回避した環境の中で、本格的な授業の再開に向けて徐々に準備をしていくというふうな期間にしておるところでございます。

扶川委員

その再開の準備期間中に学校の生徒とか先生とか、あるいは県民の誰かでもいいのですが、新たな感染者が出たときには判断はどうかさるのですか。

長町教育次長

再開スタート期間についてのお話ですが、再開スタート期間にそういった感染者あるいは濃厚接触者が出た場合につきましても、その学校の中での活動状況を鑑みまして、いろいろな接触があるということであれば、その学校については臨時休業になる。そのようなことで検討していきたいと思います。

扶川委員

そうすると県全体の状況をどうするかというふうなことについては、国の緊急事態宣言が解消されるかされないか、それを当然参考とする。個々の学校についてどうするかということは、個々の発生状況を具体的に参考にするということによって判断していくという理解でよろしいですね。慎重と言えば慎重なんですけれど。

もう一つ、さっきお聞きした、これはまだ分からない話ですけど、ずっと終息しない場合に9月スタートの新学期にすることについてもお聞きしたいのですけれども、もう時間がないので、もう一つ併せて教育長にお聞きしたいのです。

もう1点は、パチンコ店に対して県は休業を要請していないのでしょうか。私の近所にもあります。鳴門市のほうでもモニターしてもらっています。

依然として鳴門市なんかでは県外の方が来ていますけれども、私は県外の方の来県をカットするために休業を要請するというのは当然意味があると思うのですけれども、それだけではなく、子供も遊戯施設なんかに行けない、やめなさいと言われていたこの時期に、大人がパチンコに行ってこれをやっている。これで示しが付くのかということなのです。

これは教育現場、教育者からの声として、是非、教育長から知事に対して、ギャンブルとか遊びの施設については休業要請をするべきだという意見具申をしていただきたい。この1点をお願いします。

榊教育長

9月入学制度のお話です。

報道等でそういったことがあるということは承知しております。

これは国の制度ですから、今後しっかりと国の動向を見極めていく必要があると思っています。

もう1点、パチンコ店というような話でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関しては、全ての人の行動変容が今求められているところであると承知しております。

教育の現場におきましても、児童生徒には自分の行動が人に大きな影響を与えることがあるということを学ぶ機会であるというふうに考えております。

例えば、小さな子供でしたら、御家族でお父さんやお母さんが一生懸命仕事をしていると。臨時休業で家にいる間に少しでも何かお手伝いをして喜んでもらう、そういう体験と

いうのはすごくすばらしいことだと思っています。

また、中学校、高校の生徒ぐらいになりますと、新聞とかマスメディアから自分の行動の結果というのが人にどのような影響を与えるかということを十分判断できる年代になっていると思います。

そういった内容について御家庭で話し合っていていただいて家族ぐるみで考えていただくなどのことによって、この臨時休業が自分や他人を大切にしていこうというような機会になればというふうに考えておるところです。

扶川委員

正に、今回の機会を教育現場で教材にしてやってほしいということを、高校生なんかについては感染症そのものについても勉強する機会にさせていただきたいので、機会を捉えて、カリキュラムに今までは入っていないでしょうけれども、是非やっていただきたい。

意見としてなかなか御回答いただけないでしょうけれども、こんなものでは本当に示しが付かないです。

だから、悪い見本とまで言うとは行き過ぎかも知れないけれど、そういうものを子供に見せないようにするためにも、パチンコのようなギャンブル施設なんかは休業要請をしつかりするように、是非、教育現場の声として知事に意見を上げていただきたい。一言それだけお聞きして終わります。

吉田委員

まず、学校の休業を延長するかどうかの判断のやり方については、今お示しいただいたとおりでいいと思うのですが、これがもし緊急事態宣言の対象地域から徳島県が外れた場合にどうするかというときに、やはりゴールデンウィーク中に感染が拡大するということが懸念されると思うので、私自身は個人的には休んだほうがいいのではないかとすごく思っているのですが、いろんな御意見があると思います。

いろんなことを考えられて判断されると思うのですが、その際、もし学校が再開になった場合に、私のような思いの保護者の方が、うちは家で見られるからしばらく2週間ぐらいは学校を休ませると希望される方もいると思うのです。

再開にはならないとは思いますが、4月の時もそういうことがあったのですが、そういう場合、市町村によっては、保護者の意思を尊重するということでそういう子供は欠席扱いにしませんという対応をとった所もあれば、いやそれは欠席になりますという対応をとった所もあったのです。

そこらあたりで欠席扱いにならないような措置を、県教育委員会のほうで考えていただけないかというのが1点です。

それともう1点、休業が続く場合の学力の遅れの心配については井下委員からいろいろ質問していただいて、オンライン授業に対する県のこれからの取組とか目標を聞かせていただいたのですが、もう一つ、学力ではなくて、子供たちにとって、子供の時期の長い期間に人とのつながりとか友達との触れ合いとかが失われるということはやはり大変なことだと思うのです。

その辺を学校として、完全にカバーはできないのですが、どういうふうに捉えて

どうかカバーされようとしているのかということをお教えください。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま吉田委員から、学校を休ませたいという要望があった場合ということですが、まずは、学校においても感染予防策を徹底しているということを保護者に対して順次説明していきたいと考えております。

ただ、個々の児童生徒の体調や状況に応じて、合理的な配慮を含めた対応を行ってまいりたいと考えております。

齋藤学校教育課学力向上推進幹

委員からの2点目の御質問でございますが、各学校で家庭学習を適切に課した上で、教師が児童生徒の学習状況を随時把握し、指導に生かしていくことが重要でありまして、教師が定期的に個々の児童生徒との間で電話等を活用した学習状況の把握を行い、学習を支援していくというふうなことを各学校にお願いして、きめ細やかな支援をお願いしてるところでございます。

実際の取組といたしまして、各学校の状況に応じて登校日を設け、家庭学習の状況や健康面、メンタル面等の配慮を行っていたり、保護者との面談による家庭での過ごし方の相談、面談、電話連絡等で、心配な児童生徒の場合には個別に支援をいただいているというふうな状況もございます。各学校におきまして様々な取組を行っているというふうなことを聞いております。

今後とも、児童生徒一人一人に対しまして、家庭との連携を密にして様々な支援に努めていくよう市町村教育委員会にも指導、助言してまいりたいと考えております。

吉田委員

最初の御答弁なんですけれども、学校で徹底して衛生管理に努められるということで、その上で合理的な配慮ということだったのですけれども、要するに家庭の判断で休ませることは欠席扱いにされないという方針でお願いするということでしょうか。

欠席扱いにしないという要望を保護者の方から頂いているのですが、市町村によって4月の段階でまちまちだったので、要するにゴールデンウィーク明けに、もし教育委員会の御判断が休校をやめて学校を始めとなった場合に、ゴールデンウィークが明けたばかりなのにと心配される一定の保護者の方がいらっしゃると思うのです。

春休み明けもそうで、直前に休業になりましたけれども、直前までは4月の始業式からずっとあるということで、春休み明けに行かせられないと思う保護者の方がいらっしゃるって、自分の所の子供は欠席させるという子供が多くはないのですけれども一定数いらっしゃいました。

ある市町村ではそういう子供は欠席扱いにはしませんという学校もあれば、違う市町村では欠席になりますという所もあって、そこら辺を欠席扱いにしないでいただきたいという声があるので、そこらあたりをお聞きしたいと思います。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

今の質問なのですけれども、やはり個々に応じて子供たちの状況というのは違いますので、一概に県から全てをとという話にはならないと考えております。ただ、各学校、各市町村教育委員会のほうで、いろいろ話を伺って判断をしていただきたいと考えております。

吉田委員

では私のほうから今のような御意見があるということで、届けさせていただくということで、よろしくお願いいたします。

あともう1点なのですけれども、学校によって、ほとんどの先生たちが電話されたり、家庭訪問されたり、登校日を設けたりされているのは存じているのですけれども、多分4月の最初から登校日が1回だけの所がほとんどだと思うのです。

終息してほしいのですけれども、年単位で掛かるというような専門家の見方もありまして、ずっと休業が続いた場合、やはりつながりをなくした子供たちの心のケアというのがすごく気になるのです。

例えば、学校単位で欠席の判断というのがあったように、学校単位で体育の授業だけを外でやる、体の触れ合いのないような授業を取り入れるであるとか、学年別に人数が30人なら3クラスに分けて登校日になるべくどんどん入れていくとか、いろんな工夫をしていたように県のほうでも柔軟な対応をお願いするというような方向で、今後いってほしいという思いがあります。

今すぐには、これにどうこう御答弁できないとは思いますが、その辺についてはどういうふうに考えられていますか。

齋藤学校教育課学力向上推進幹

委員から御質問の部分でございますけれども、現在、学校によりましては登校日を設定している所とか、あと自主学習で来ている生徒に対して、自主学習が終わった時間で少し体を動かすというふうなことで、運動場を解放して短時間ですけれども子供たちの運動というふうなことをしている学校等もあるように聞いております。

それぞれ各市町村、各学校、地域の状況によって、学校によって様々な取組をいただいているというふうに考えておりますので、今後、各地域での状況を踏まえた中で検討していただければというふうに考えております。

吉田委員

本当に様々に工夫されている所があるとは思いますが、そういうことがどんどん活発に行われていく雰囲気みたいなものを、県教育委員会のほうで後押ししていただけるような体制を作っていただきたいと思います。具体的にはちょっと難しいと思うのですけれども、そういう意識でお願いしたいと思います。

今の質問に関連して、学校が休業になっている関係で、半数程度の子供は放課後児童クラブに行かれていますとお聞きしているのですけれども、放課後児童クラブと学校の連携と言いますか、学校で放課後児童クラブの生徒、一、二年生を預かっている学校とかもあるのですけれども、やはりこれもしている市町村としていない市町村があるのですけれども、県教育委員会で把握されていますでしょうか。

木野内生涯学習課長

吉田委員より、学校と放課後児童クラブの連携の状況について御質問を頂きました。

現在、5月6日までと休業期間が長期化をしておりますことから、児童クラブ等との連携による子供の居場所の確保は重要な課題であると認識をしております。

特に、共働き家庭などの留守家庭、とりわけ小学校低学年の子供を抱える家庭における子供の居場所づくりが重要でありますことから、委員からお話がありましたとおり、学校と放課後児童クラブとの一層の連携が求められております。

このことから、去る4月8日、市町村に対しまして、県及び県教育委員会のほうから連名で、放課後児童クラブにおける積極的な学校施設の活用、具体的には教室や図書館、体育館等の活用、また学校からの教員派遣をはじめ必要な人材の確保に向けた関係機関の連携を要請させていただいたところでございます。

この結果、御質問いただきました学校の現状といたしましては、県内の小学校におきまして、自宅で一人で過ごすことが困難な小学校低学年の児童や特別支援学級在籍児童等の受入れが進んでいるところでございまして、現在、14市町135小中学校におきまして受入れを実施又は実施予定となっているところでございます。

また加えまして、さきの通知も受けまして、放課後児童クラブの実情に応じ、学校のほうから運動場や体育館など学校施設の開放をしているのが8市町村、また教員等の派遣を10市町村が実施されるなど、それぞれ関係機関が連携した取組が進められているところでございます。

吉田委員

連携が進んでいっているようでよかったと思います。

新型コロナウイルス感染症以前と比べると、子供を放課後児童クラブに預けられる方が、平均で半数ぐらいになっているとは聞いておりますが、全く児童数が減っていない所もあったりして、超過勤務とかで放課後児童クラブの職員が大変苦勞されていると聞きましたので、引き続き学校との連携をよろしくお願ひしたいと思います。

最後にお聞きしたいのが、中学3年生の親御さんが心配されているのですけれども入試の問題です。県立高校の入試はこちらの教育委員会が御担当だと思います。

5月の判断になると思うのですけれども、今年度の高校入試については新型コロナウイルス感染症の状況を十分考慮した入試問題になるというメッセージを、できるだけ早い段階で出すことが中学3年生の生徒とか保護者の方の安心につながると思うので、それは要望でお願いしたいと思います。

古川委員

残り3分なので一言だけ。

今回の補正予算でも、「学校給食食材」供給体制支援事業として6,000万円、これはもうしっかり進めていただきたいと思いますけれども、この3月までの支援について、国のほうの補助事業枠がございます。5月8日が締切りということで、全市町村が漏れなく申請できるようにしっかり進めていただきたいと思います。

これから本当に経済が大変な状況になっていくと思いますので、できることは全てきめ細かく対応していくことが非常に重要になってくると思います。是非、全市町村が漏れなく申請できるように、県としても強力に進めていただきたいと思います。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

委員から、3月の事業についてお話がありました。

県教育委員会といたしましても市町村と連携し、3月の学校給食休止に対する国の臨時休業対策費補助金の積極的な活用も併せて、積極的に進めていきたいと考えております。

須見委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、教育委員会関係の調査を終わります。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（16時40分）